

第二十四回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録第五号

(一五八)

昭和三十一年二月二十日(月曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事 椎名悦三郎君 理事 長谷川四郎君

理事 志村 茂治君

加藤 精三君 小平 久雄君

中曾根康弘君 橋本 龍伍君

山口 好一君 岡本 隆一君

佐々木良作君 田中 武夫君

堂森 芳夫君

出席国務大臣

出府政府委員

總理府事務官

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

官房審議室長

○有田委員長 これより会議を開きます。

科学技術庁設置法案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑の通告があります。これを許します。志村茂治君。

○志村委員 科学技術の振興については、日本国民だれでも反対する者はありませんし、またその技術の性質上、超党派でなければならぬこともすでに基本法で認め、その基本法が成立した今日であります。科学技術の振興ということは、ちょうど第二次大戦のときに日本が技術院を作った、それが主として武器の製造に向けられておったという事実があるのであります。超党派で開発をしなければならぬということになれば、労働者大衆あるいは一般国民の一致した支持を得なければならぬと考えるのであります。特に最近では、米軍から武器に関する技術協定の問題も出ておるのであります。これらの問題を取り上げて考えてみました場合に、日本の科学技術が、武器の製造とどういふ関係を持つか、科学技術の取り扱う方針について、御意見を承りたいと思います。

○齋藤(憲)政府委員 ただいまの御質問に対して、大臣に代わって御答弁申し上げます。その御質問は、この前の閣委員の御質問の中にもございましたので、一応御答弁を申し上げたのでございますが、科学技術庁の設置せられる大眼目は、あくまでも科学技術の進歩によりまして、全人類の平和に寄与することを目的として、日本のすべて

の科学技術の水準を上げていくという以外にないと思っております。ただし、米国の武器に対する技術協定の内容というものはよくわかりませんが、およそ科学技術の真の目的は、人間は、あくまでも、心から平和を希求するという線に沿って進展すべきは必ずであって、戦争目的に科学技術を専念してやろうことは、私は一つの邪道であると思っております。ただ現在のようには、世界の二大思想の対立から、いろいろ国際間の問題もあり、また日本の経済上の問題もあり、その間に、科学技術を用いて武器の製造に当るといふ仕事も出てくるかも知れませんが、科学技術そのものの設置の根本方針は、あくまでも真の平和を希求するために、人類の英知の発達をはかる、これ以外にはない、私はさように考えております。

○志村委員 自民党と社会党との間には、防衛に関する意見が対立しておりますから、科学技術を武器の製造に應用するかしないかというような問題でございまして、結論を得ないことはわかっております。しかし、ただいまお話のように、基本方針として、あくまでも人類の幸福に貢献するのだ——もともと、それが抽象的な言葉である限り、人類の幸福はやはり防衛ということにあるといえればそれまでのことであるが、ただ、科学技術の目的は、平和のためということをはっきりどこかで認識させていただきたいと思っております。ここには章として

何もそのようなことが書いてありません。どの点からそれを類推されるのか伺いたい。

○齋藤(憲)政府委員 どうもそういうむずかしい御質問になりますと、私もうまく御答弁ができないと思っておりますが、科学技術の今日の状態から考えますと、原子力の平和利用という問題が一番大きく取り上げられるのであります。今日各国対立関係にあり、武器というものも、原子力の応用に集結されておると考えても、私は異論がないところではないかと思っております。ほかにもたくさん武器があるじゃないか、こういう論も出ますが、とにかく第三次戦争の様相というものは、ほかの武器はもう一切役に立たぬ、その主力となるものは、どうしても原水爆その他原子力を中心とした戦闘体制であるというふうにも言われておるのでございまして、この科学技術におきましても、今日いろいろな構想がございまして、原子力平和利用の進歩につれて、日本の科学技術の体系も、原子力を中心としてやはり組み立てられるのではないかと、そう考えられるのであります。果して私の考えのように進歩いたしますとすれば、もうすでに科学技術の中の中心であります。原子力平和利用は、明白に戦争を度外視して、平和に限定されているのであります。それでございますから、本法案に特に平和に対する限界を定めなくても、超党派的に制定いたしました原子力基本法の他にによりまして、科学技術が根本

的に平和を目的としておることには、賢明な志村委員は十分に御洞察できると思っております。一般の人も、科学技術庁を設置するということは、平和と裏に国力を増強して、生活の安定を策する、民生の安定を策するというところにあるのでございまして、特にまたここに原子力平和利用に対して規定いたすとき条文を掲げる必要はないのではないかと、かように考えております。ただ、ここに、科学技術庁設置法にも「科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため」とありますので、それで十分一つ御了察願えるのではないかと考えております。

○志村委員 実は超党派の線でありまして、われわれの關係しております労働組合、特に全商工の労働組合からは、科学技術行政機関が作られるという声が起りました三年以前から、われわれに対して強い反対をいたしておるのであります。ということは、科学技術の振興それ自体には反対はないが、これは必ず武器の製造に向けられるんだから、われわれ平和を愛好する労働者としては、これに賛成いたしかねるというものが、今まで一貫した主張であったわけでありまして、ただいま齋藤次官のお話にありましたように、原子力関係におきましては、明確にその線がうたわれており、そうして技術的にも、爆弾は現状ではできないんだというふうな説明で、これらの労働者は十分理解をいたしておるのであります。少くとも、原子力関係については安心をす

るべきであると思っております。科学技術の振興と策特別委員会議録第五号

昭和三十一年二月二十日

第二類第四号

科学技術振興

策特別委員会

議録第五号

昭和三十一年二月二十日

第二類第四号

科学技術振興

策特別委員会

議録第五号

る。しかしながら、そのほかの科学技術については、まだ依然として疑問が残っており、これらの労働組合との間の矛盾対立というものは、依然として解けていないような状態であります。それで、先ほどからいろいろな質問を申ししたわけであります。たとえばアメリカから技術協定が持ち込まれるというような場合に、これに科学技術庁がタッチするのかどうかというふうな問題です。これは未定の問題ですからわかりませんが、一応の御意見を聞き、それから武器の製造に直接科学技術庁の付属機関等これに参加させるようなことがあるかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員　将来のことを予想して御答弁を申し上げるということとは、非常に誤解を生じますので、このことは、非常に誤解を生じますので、この間は、非常に誤解を生じますので、この際は、非常に誤解を生じますので、この際慎重にしたいと思います。科学技術庁というもののあり方は、將來武器を作るというものとの關係がなないと私は思います。こういうことを申し上げますとおしかりを受けるかとも思いますが、科学技術というものの概念の決定であります。と申しますよりは、科学技術というものは、私の考えておるところによりますと、自然界の状態を種別に体系つけて、そうしてそれをどこまでも深く掘り下げていくということが科学でありまして、この深く掘り下げていくときに、いろいろな自然界の不明なものゝ解明される、その解明されたのを人類の幸福のために応用していくというのが技術であつて、それ以外は、科学技術というものはないと私は思うのでございます。も

しも戦争のために利用されるということでありますならば、そういう科学技術の進歩過程のものを、そのときのいろいろな勢力によって、これを雇用していくということであつて、科学技術の進歩発達をはかるといふことと、戦争にこれを用いていくといふことは、別個な考えでいかなければならぬ問題だと私は思うのであります。従つて科学技術庁の設置のあり方というものは、あくまでも、自然科学の建前から逸脱することはなくして、自然界の實態を究明して、そこから起りますところの發明発見によつて、人類社会の幸福を企画していく、経済の安定を策していくといふことでなければならぬと考へておるのであります。

○志村委員　ただいまの齋藤次官の御答弁の中で、科学技術を戦争の用具に利用するということは、科学技術の悪用であるというふうな御解釈によって私は満足します。

次にお聞きしたいことは、この政府提案の科学技術庁設置法の第一条を見ますと、「行政事務を能率的に遂行する」と書いてありますし、第三条には「科学技術」に関する行政を総合的に推進する」というようなことが書いてあるのであります。そのほか第四条の「十一」にも「基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること」というようなことが書いてありまして、まさに日本の科学技術の中央機関であるという体制を各条文でうたっておるのであります。そういったしますと、日本の科学技術振興の体制は、常識的に考えた場合に、科学技術に関する付属機関というものを網羅して、この科学技術庁の中に取り入れるべきである、これを取

り入れてこそ、初めて、第一条、第三条、第四条十一に掲げてあるこれらのの趣旨が遂行されるものと考えるのであります。しかしながら、このたびの案によりますと、それらの研究機関の大部分が、依然として従来の官庁に残っておるということは、ここにうたつてある条文と矛盾する点が多いと思うのであります。何ゆゑこれらの研究所を科学技術庁の中に取り入れることができないなかつたか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○正力国務大臣　ただいまの志村委員からの御質問は、まことにこもつともでございます。私もそれには同感であります。ただ一度にこれを融合するところが、いろいろな事情がありまして

○加藤(特)委員　ただいまの問題でございますが、前国会の商工常任委員会の小委員会におきまして、本員は官房長官によく念を押して、科学技術庁の設置を次の国会において必ず提案するように言質をとったのであります。その際、官房長官は、現在議員提出を予定されている案は非常にまぬるいかから、もつとはるかに強力なものを作るのだというように承知しているのだから、議員提案はやらないにという話があった。今度出てきました政府提案は、どうも当時の議員提案よりもはるかにまぬるい、官房長官がいろいろの言質を与えたのを全うされないように思っております。たとえば、電気

科学なんかでも、電気試験所という
ようなものを今度統合されてないの
で、そういう基本的なものまで統合
されないということは、はなはだよろ
しくない。この前の国会で申し上げ
ましたように、当時各省の官吏が政
治運動をやつて、行政管理局で打
合せたときに、各省から役人が出
まゝして、こゝにこゝにやつけた。
そしてこれをたたきつゝ、ふすよう
な格好をしたというやうなことが
うわさされておりますが、そういう
役人をみんな首にしちやつて、国
家のために強力な科学技術を作ら
れるやうなお考えが、大臣にあり
ますかどうか承わります。

○正力国務大臣　御趣意は全く賛成で
すけれども、徐々にやりたいと思つて

おりますから、どうぞ一つ。
○齋藤(黨)政府委員 大臣の御答弁を補足して申し上げます。この科学技術庁設置に関しましては、御承知の通り、従来から熱心な先輩同僚議員の中にいろいろな構想があったのであります。政府といたしましても、この科学技術振興に対する熱意をもちまして、十分検討を加えたのでございますが、御承知の通り、既存の研究所、試験所に各行政機関に密着いたしておりまして、これを直ちに科学技術庁の傘下におさめますという点、そこいろいろな支障も来いたします、また行政事務の遂行にも累を及ぼすところもありますことを考えまして、究極におきましては、そういう研究所及び試験所というものも、適当な形において、科学技術庁の傘下におさめることを考えておるのでございます。

元来、科学技術庁設置の目的は、日本におけるところの科学技術の実態を

まず第一に検討を加えてみませんと實際問題といひましては、よくわからぬのであります。ただ官庁の研究所、試験所を目標として科学技術行政のあり方をきめるのが、——この条文にもございます通り、中央、地方を通じて、あらゆる研究所、実験所の実態を突きとめるとともに、民間における試験所、実験所の実態もこれを調査する必要があるということ、結局、科学技術庁というものは、將來、日本の科学技術行政の總合統一をはかるという大きな眼目のものと、どういう体系を形作るべきかということの前提として、まず第一に、日本に今まで行われて来たところの科学技術の実態を一つ把握する必要があるのではないかと

そういう構想を持てまして、第一前案の十一條に、「科学技術庁設置法案の十一條に、「科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため必要があると認めるときは、関係行政機關の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。」とあり、その次に「勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができ。」とあります。その次に「要がある」と認めるときは、内閣総理大臣に対し当該事項について内閣法「第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができ。」とありますように、まず、今までの日本の研究、実験のあり方及び全般の科学技術そのものに對し検討を加えて、適當な勧告及び内閣総理大臣の指示權をもつことに規定いたしました、日本の今後の科学技術のあり方、これに對する行政の処置というものに對して、第一段階

としては、一つここで基本的な考えを
まとめて、それから次第に必要に応じ
て研究所なり、実験所なりをこの傘下
におさめたいという考えで、この法案
を提出したものであります。ただいま
加藤委員の申されたような御構想に
対しましては、究極においては、政府
も努力して達成をいたしたい、さよう
に考えております。

○加藤(精)委員 ただいまの前提行為
として、いろいろな権限を内閣が持つ
ということ、これは非常にけつこう
なことでございますけれども、私の
言っておりますのは、たとえば、電気
科学についてならば、その最も基本で
ある電気科学の試験所ですか、そんな
ものまで入れないというわけはないと
いうことなんです。二つに一つのお答
えを願いたのですが、もし科学技術
庁ができて、専任大臣や専任事務次官
ができたなら、そういう基本的なものだ
けはすみやかに科学技術庁の中に入れ
て下さるのかどうか、それがないと、
どうも魂が入らないものができるよう
な気がしますので、そここの御答弁が願
いたいと思います。

○正力国務大臣 御質問のごとく、も
しも専任の大臣を置くというところま
でいきますれば、むしろその御趣意に
沿うような感じがなされるかもしれません。

○加藤(精)委員 了解しました。

○佐々木(良)委員 似たようなことを
重ねてお伺いすることになるかと思ひ
ますけれども、御承知のように、科学
技術の問題は、大体ポイントが二つあ
ると思います。一つは、今ここで論議
の対象になっておるところの、科学技
術の進歩発達のためにどういうふう
にして行政指導をし、それを推進してい

くかという問題だと思ひます。それか
らもう一つの方は、従来ある、あるい
は民間で進歩発達しつつある科学技術
行政または科学技術の実績面に對しま
して、行政をどういうふうな振りに向
けるかという問題だと思ひます。今、第
一の問題で、科学技術の進歩発達のため
の推進機関としてこの科学技術庁を
作られるというお話でありまして、志
村さん並びに加藤さんから一番適切な
ところをお尋ねになっておると思ひま
すが、私も従来の関係から見まして、
その意味での科学技術行政、つまり研
究所等を中心とする科学技術行政の前
進を阻んでおる最大のものは、一つは
費用であり、一つは役所のセクトであ
る。この費用の問題と官僚セクトの問
題が、少くともこの科学技術庁の設置
法案の中で、何とか従来より前進して
おらなければならぬはずだと思ひの
にもかかわらず、先ほど来お話がありま
したように、原子力を中心として、そ
こらの何とか無難なものだけをちょこ
ちょこ集めたというふうな感じがするの
でございます。従って、これが過渡期
の行政機関を作るという任務を持って
おるとしても、過渡期の間における、
他のこれに包含されない技術研究の機
関、あるいは技術関係の役所等のセク
トを打破するための行政指導力は、一
体どこから出てくるのか、どこが担当
するののかという問題が第一点。それか
ら二番目には、実際の民間技術の指
導、あるいは奨励助長という問題に對
してありますが、御承知のように、大
体基礎産業を中心としてみた場合に
は、応用研究に関する限り、つまり役
所の技術行政あるいは指導行政より
も、民間の方が進んでおるわけであり

ます。これは正力さんは十分御承知の
ことだろうと思ひます。私の専門のペー
スに巻き込むために電気の例をとっ
てみますが、今、電力技術行政の面
の中で、事実上、現在の保安行政に名
をかけることのある技術行政が、むしろど
れだけ現在の電気事業の技術発展のため
にじやまになっておるかという点を
お考えになったことがありますかと
うか。

従いまして、第二番目の問題は、こ
の設置法と同時に、従来技術行政の名
において行われておるところの保安行
政の面に対しまして、もう一つ進めて
みますと、保安行政の名によって、一
般の技術の前進がじやまされておる部
門に對しまして、他の立法措置なり
あるいは行政指導なりにつきまして、
今考えておられるかどうか、この二点
をお答え願ひたい。

○齋藤(憲)政府委員 第一問のお答え
でございますが、科学技術庁が設置せ
られまして、専任大臣がございまして、
同時に次長以下各局長、それから審議
官、調査官、そういうものが全部任命
せられますと、第一に、先ほど申し上
げました通り、日本の科学技術行政の
あり方というものを對して、その対象
となるべきいろいろな事態を調査いた
しまして、その指導方針を決定してい
かなければならぬと思ひるのでありま
す。ただいまどういう方向に向つて、
どういう手段に訴へて指導するかとい
う具体策は残念ながら持ち合せており
ませんが、科学技術行政の対象となる
べきものは、深くいろいろの問題を研
究いたして参りますことも必要でござ
います。日本をの経済に寄与するため
に、どういふものを科学技術行政の中

に織り込んで、強力に推進していく
べきであるかという対象物をも研究い
たしていかねばならぬと思ひるので
あります。従いまして、まず第一に、
科学技術庁といたしましては、先ほど
来申し上げております通り、いろいろ
な問題がたくさん官立の研究所、実験
所においても研究されておりますし、
また民間の研究所、実験所において
も、実験問題として、いろいろ取り組
んでおる問題もあるし、また日本の資
源及び外国貿易の建前から、今後強力
に発展策を講じていかねばならぬ
ものもたくさんあると思ひるのでありま
す。あくまでも科学技術庁は、これら
一切の科学技術の範疇に属する日本の
実態を把握いたしまして、その結論
を、基本産業にも、第二次産業にも真
剣に求めまして、これを遂行し得るよ
うな建前を昭和三十二年の予算編成
には要求いたしまして、その実行を
やうていきたいと思ひるのであります。
ただ、ここにも、第五條で局制を作る
ことにいたしておるのでございませ
んが、大体局制の所掌事務は、この法文
にも明記しておるようになっておるの
でございまして、ただ、まだ実際はつ
きりした指導をどういう体制でもつて
いくかというところまでは、ここで残念
ながら申し上げられないような状態に
なっておりますのであります。

それから、第二の、保安に名をかり
て、科学技術の振興をはばむような場
合がたくさんあるということに對しま
しては、私はよく存じませんので、も
し事務当局がお答えができるならば、
事務当局からお答えいたしたいと思
ひます。

○佐々木(良)委員 第一番目の問題を
少し補足しますと、私の聞いたのは、
打って一丸とする。つまり科学行政
を網羅する機関としては、当時まだ
いろいろな事情でできなかったが、順
次そういう方向に持っていく方針であ
るというお話でありました。その方針
はやむを得ないとして承するといた
しましても、順次持っていく期間の総
合調整をやはり科学技術庁でやるの
か。総理府に設置したところに、そう
いうことをやる意味も含まれておるの
かどうかということ。つまり、従
来分れ分れになっておる技術行政とい
いますか、技術研究所がセクト、セク
トになっておるやつを、運用面の統一
行政もここに包含されるのか、そうい
う質問なのであります。

○齋藤(憲)政府委員 今日、各省各庁
において行われております試験所、
研究所に對しましては、科学技術庁に
おいてその行なっております実態を
よく調査して、その調整をはかつてい
きたい。そのために、第四條の第十三
号に「関係行政機関の試験研究機関の
科学技術に関する経費及び関係行政機
関の科学技術に関する試験研究補助
金、交付金、委託費その他これらに類
する経費の見積りの方針の調整を行うこ
と」という観点から、とりあえず全般
の科学技術に関するところの調整をは
かっていきたい、このように考えてお
ります。

○佐々木(良)委員 そうすると、この
設置法は、大体普通の行政機関の設置
法のごとくに、所管大臣を中心とする
ところの各省設置法と並行的に存在し
ておつて、その並行的に存在してお
る中での取りまとめ役に走り回るとい
ふうに感じていいのでしょうか。大体

そういう感じがするわけでございませう。ただそうなりますと、従来、経済企画の面についても同じように統一が要求されて、そして、現在の経済企画庁になる前に寄せたり引いたりして、その過程には、総理府の中に包含されておったこともあったように記憶いたしておるものであります。そのときにも、似たような形で、今の十三号と同じような格好で格づけは書いてある。おそらく現在の経済企画庁の中にも、そういう仕事は含んでおるといふことになっておる。しかしながら、御承知のように、経済政策あるいは経済企画の立案に對しましては、それはもう有名無実で、何かほんとうにつまらない問題が起ったときには、調整役で、まあまあ役を勤めるぐらいのことになつていないというのが現状であります。従つて今度の科学行政の場合におきまして、今、加藤さんなり志村さんなりからお話があったような、そういう包括的な技術官庁ができるまでの間は、やはりまあまあ役ぐらいのところでやむを得ないというぐらゐの感じなのでしようか。

○齋藤(憲)政府委員 決して、ただいま佐々木委員のお尋ねになつたようなものではない。それは十一号に「科学技術」に關する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進する」ということを規定いたしました。第十二号には、「關係行政機關の科学技術に關する事務の総合調整を行うこと」として、さらにこの事務の総合調整を規定し、それから十三号には、ただいま申し上げました通り、予算の見積り調整をやる、これを実行するために先ほど申し上げました報告を求め、勧告をし、さらにそれを聞かなければ、総理大臣の指示権をもつてその言うことを聞かせる、こういうのでございませうから、決してまあまあぐらゐでございませうという決意をもつて科学技術庁の設置を望みたくしておるのではございませう。第一段階としたしましては、先ほど申し上げました通り、日本の科学技術の発展を急速に把握する、その実態を急速に把握した上に立つて、強力な科学技術行政をやつて、日本の科学技術の総合統一をはかつて、そうして国民経済に寄与したい、かような構想でございませうから、御了承を願いたいと思ひます。

○佐々木(良)委員 出発点に當りましては、その決意まことにけっこうであるが、その決意は、おそらく役所の力に押されまして、困難なことが出てくるだらうと思ひます。勸告権並びに総合調整権というのが、現在の官僚行政下にあつては、ほとんど名だけあつて実の伴わないものであることは、これはもう大體御承知の通りであります。ただ、私は、十三号の最後の、予算面においてほんとうの科学行政に關する予算面の掌握までいけば、ある程度効果をおさめることができるのではなからうか、しかしながら、それも先ほどのお話のように、各省設置法というものが厳然としておつて、各省設置法の各省の機關として、各省大臣がその當面の責任者である限り、まことに困難な行政事務であらうかと存じます。しかし、予算問題がここに乘つただけでも、従来のよりはある程度の進歩であらうと思ひます。従ひまして、この辺の問題につきましては、今言ひましてもまた水かけ論になること

だらうと思ひますから、せつかく大臣並びに次官の御検討をお願いしておきまして、先ほどの第二の問題の保安行政部門の問題につきまして、現在この設置法を考へられるときに、そういう問題は全然出来なかつたかどうかというところだけ、ちよつとお伺ひいたしたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 不明にいたしました。そういう個別の問題には考へが及ばなかつたのでございませうが、保安問題と科学技術の進歩ということに重大な関連性があるといひます。佐々木委員の考慮したいと思ひます。

○佐々木(良)委員 科学行政の推進を、政府の科学行政のための研究機關等で一生懸命やらなければならぬといふ方の話は、大がたいだれでもわかつてゐるが、現在推進する方の力よりも、研究行政の推進する方の力は、御承知のように予算もなし、せいぜい人件費が半分ぐらゐ出る程度でお茶を濁してゐるのが現状であります。ところが、各行政部門の中における技術出身の技術官の仕事は、その行政指導に名をかゝりて、大部分が保安行政でなければならぬ。その保安行政の中で、民間の技術の前進をはばんでおることが非常に多いのです。たとえば、電氣の問題であります。たゞ電氣に關する保安行政の規定は、一番最初明治何年かに東京電力の火力ができた時分に、これは危ないものだといつて作られた。その危険物を民間の安寧秩序のために特別扱いするとき、その取扱い、取締りの規定が、ほとんどそのまま残つておるわけです。ところが事実上は、役所

の中の技術官よりも、現実に電氣会社の技術屋の方が、もつともつと技術的に前進しておつて、たとえば新しい機械が作りたい、あるいはまた民間の技術常識の方が進んでおつて、これくらゐな取締りはもうとつてもらつた方がよっぽどいい、その方がむしろ一般の技術を前進させるということが多いのです。齋藤さんも御承知のように、今たとえばあなたの家の電氣のヒューズが飛んだときに、そのヒューズを取りかえるといふことは、おそらく普通の建前からすると、あれはできぬことになつてゐるが、この世界に、普通の電氣を使つておる者が、ヒューズ一本取りかえることができないやうな状態では、たとへば電氣開閉なら、佐々木さん、たゞ電氣を開閉すれば、佐々木さんのダムを作りますときに、建設省並びに通産省の電力技術行政監督並びに土木技術行政監督面はどうか。新しい機械を導入することにも、それからタムイムリーに岩盤等を処理するときにも、つまらないと言つたらおかしいですけれども、監督する者よりもされる者の方が事実上よっぽど技術的に上である。しかもそのことは百も承知の助で心配しておつて、それを心配しながらやつておるにもかかわらず、それがチェックされ、チェックされて、そのためにずいぶん大きな迷惑をこうむつておるわけです。おそらく私は通産省の關係の仕事には、そういうことが非常に多からうと思ひます。従ひまして、私が聞きましたのは、科学行政を前進させるために、この設置法が作られ、一方の科学技術を前進させる仕事、あるいは前進させるための研究所の設置のための重大なるスタートが切られる際でありますから、従つて一般行政面における従来の科学技術の取締り行政が、保安行政に名をかゝりて、ただけ現裏面のマイナスを来たりしておるか、そしてこの辺に、科学技術庁設置法とは別の、科学行政推進のための立法なり、従来のそういう取締り規定を再考慮するといふ措置が考へられなければならなかつたのではないかと思つておるわけでありませう。直接関連がないやうで恐縮でありますので、一応この辺にとどめておきます。しかし、現在の段階で、今、次官からお話がありましたように、科学行政の推進の問題がこの設置法に盛られても、まだ役所におけるセクトをそのまま残し、おそらくこの調子では十分なる費用もとれないといふ段階において、この中で努力されることもまたことにけっこうであります。これと並行的に、今マイナスイ面として働いてゐるところの技術行政に對しても、これまで根本的なメスを入れられることが一日も早くからんことを希望いたしておきます。

○齋藤(憲)政府委員 ただいまの御説明で、よく御質問の趣旨がわかりました。そういうことは、実際の科学技術行政の末端においては、ずいぶんたくさんあることだと思ひます。私もそういう点には、一、二の体験もございませうので、なるべく早急に、そういう科学技術行政のいろいろな面において、科学技術の直接經濟面及び生活面に支障を来たしておるやうなことは、どんどん取り除いていくやうな努力いたしたいと思ひます。幸ひ今度の設置法の中には、科学技術審議会もございまして、科学技術に關する重要事項を審議するといふことになつており

ますので、推進する方と阻害しつづける両面を審議の議題といたしまして、慎重に研究を重ねて、御期待に沿うようにいたしたいと思います。

○佐々木良委員 御健闘をお願いいたします。

○志村委員 だいたい議論を通じましても、科学技術庁の仕事の一番大きいのは、第四条の十一、十二、十三、こういうことが皆さんによって認められておるのであります。そうしますと、この三つの事項を実行するためには、やはり結論としては、関係の研究等を科学技術庁に一本にまとめなければならぬという結論以外には出てこないと思います。先ほどの話によりますと、究極においては、そういう姿にするのだということであり、それらの事実も認められておるのであります。そこへ行くためには、漸進的な方法をとりたいということも、政府として当然考えらるべき点であります。しかしただそれだけのことで、各官庁間にいろいろな事情もあって、一気にそれへ持っていくことができないのだという抽象的な説明だけでは、われわれなかなか納得できないのであります。なぜ来べきものが来なかったかという点について、最も大きな被害者といえ被害者かもしれないが、一番大きな研究所をとられる立場におられる通産省の御意見を、具体的に次官にお聞きしたいと思います。

○川野政府委員 通産省は、御承知のように、産業と密接な関係を持っておる官庁であります。産業と技術というものが密接な関係にありますことは、私が申し上げるまでもない点であります。かような面から、通産省

といたしましては、各種の試験所があることが、円滑なる通産行政をやるゆえんである、こういう考えのもとに、通産省といたしましては、試験所、研究所の必要を認めておる次第でございます。従いまして、現在ございます試験所は、現在通り通産省に置いていたきたい、こういう考え方を持つ次第であります。

○志村委員 だいたいお話を聞きますと、何か研究所を通産省が持つておるのは、円滑なる通産行政を行うために必要であるということをおっしゃるのではありませんか、これは私は逆じゃないかと思う。産業を促進させるために通産行政があるのであって、通産行政のためにその研究所があるのではないかと考えておるが、その点いかがでしょう。

○川野政府委員 私の言葉があるいは足りなかつたかも知れませんが、もちろん産業の振興のために、研究所、試験所があることは当然のことです。そういう意味を含めて私の答弁であつたと御了承願いたいと思ひます。

○志村委員 あまり理屈は言いたくないのでありますが、産業促進のために研究所を持つておられるのである、それはこの場合には、科学技術の振興のために、通産省がそういうふうな各種の研究所を持つておられるのである、ということになるのであれば、今、あらためて科学技術庁なるものができ、これが科学技術振興の任務を担当するということになったら、通産省は、科学技術庁にお譲りになつても差しつかえないと思ひますが、いかがでしょう。

○川野政府委員 こういうことを申しますと大へん恐縮でございますが、実は、今、第一線の行政と各種の研究、試験所というふうなものが、非常に密接な関係にあるわけであり、そこで、その研究所あるいは試験所が科学技術庁に参つた、こういうことになりまして、今後その試験所をかりに利用する、こういう場合におきましても、各省間でございますから、相当手続等も複雑になるかと考えます。従いまして、通産省といたしましては、ただいま申し上げましたように、ぜひ一つ通産省に置いていただきたい、こういう熱望を持つておるような次第であります。

○志村委員 これは一つのものの考え方の相違によると思つておりますが、本来、科学技術行政を担当するのは科学技術庁である。そして通産省は、それらの研究所が民間あるいはその他の行政上入り用であるということになる。この日本の行政機関としての科学技術に対する尊重の度合いから言ふならば、本来は科学技術庁が主であつて、通産省が従であるべきであらうと思ふ。しかし今のこの科学技術庁の案によりまして、一応企画立案するということに書いてあるのであります。が、われわれが考えておりますように、科学技術庁が主であるべきものが、今は従の立場にある。間接的な立場でもつて、これらの科学技術に対していろいろな行政的な指示を与えるというふうな立場におつて、ほんとうにこれを統轄しているのは通産省である、ということ、何か科学技術庁と通産省との間の軽重の点において、適な状態になつておるのじゃないか、こう思ふのであります。つきましては、ただいま次官は、ただ置いていたきたいと言われる。これだけのお言葉を聞くと、われわれはいつまでも置いていたきたいんだ、永久に科学技術庁にはこれからの研究所は渡さないのだというふうな考えのようには聞えるのであります。が、状況の変化というふうなことがあつたらばということではなくて、今の状態においても、通産省は極力科学技術庁にこれらの研究所を渡すような過渡的措置をとられて、それができたあげくには、科学技術庁に渡す。究極には、科学技術庁にこれらの研究所は渡すという意図を持つておられるかどうか、この点をお聞きしたい。

○川野政府委員 通産省と各種研究所が密接な関係にありますということとを、例をもつて申し上げてみたいと思ひます。ここに一つの輸入機械があつた、機械を輸入する。こういうような場合がございましたときに、通産省の通商局あるいは重工業局といひましたのは、国内産業の振興、こういうような建前から、その輸入機械というものは、国内産等でまかなえやしないか、こういうふうな点を検討した上、国内産でまかなえる、こういうような場合におきましては、その輸入といたすのを差しとめる、こういうことになつたわけであります。そういうふうな研究をいたします機械研究所と通産省とは、非常に密接な関係がございますので、そういう点からも通産省の下に試験所を置くのを痛感いたしておるのであります。

それから、現在、実は補助政策をとつておりますが、どういふものに補助金を出すかという点等から考え

まして、この試験所、研究所の決定によつて補助金を渡しておる。こういうふうなわけがございまして、従いまして、非常に密接な関係にあるわけであり、

○志村委員 どうも話が全然食い違つておるようです。先ほどから私が申し上げましたように、たとえば、今の輸入のためのことは、通産行政の便宜上置くのだというふうには私は考えております。日本の科学技術は、通産行政の便宜のためにあるものではないのです。日本科学技術水準を上げるため、それ自身を上げるためであつて、

通産行政の便宜のためにあるというこ
とは、私はこれは科学技術を今まで取
り扱った上での一番大きな欠点ではな
いか、こういうふうな考えをしておら
ま。科学技術自体の水準を上げなけれ
ばならぬということが、現在の日本に
与えられた一番大きな使命であると思
います。通産行政どころではありませ
ん。もっと大きな問題がここにあるの
であります。従って、たゞいま科学技
術庁は企画立案の庁であるからして、
ただ企画立案だけすればよろしいの
だ、それを各省にいえばいいのだ、こ
う言っておられますが、先ほどもあり
ましたように、現在の機構の中で、企画
立案をし、それを指令して、それが各
省によって必ず実行されるという保証
はなかなか得られない。むしろ科学技
術庁自身がそれを持って、みずから手
足に対して企画立案するという態度を
とるべきであって、通産省が考えてお
られますように、通産行政の事務上、
入り用のことがあったならば、これら
の研究へ委託されて、そうして調査
をさせ、実験をさせ、研究をさせられ
たら私はいいいのではないか、こう思
うのであります。従って、先ほど申し上
げましたように、いろいろ事務の都合が
あるといわれますならば、これは本質
的な問題ですが、ただそれが科学技術
庁に全部の研究を渡すということに
ついていろいろの考えられそうな問題
があるならば、それを解消するように
努力をして、やがてはこれを科学技術
庁へ持つてくるのだというふうな御決
意を願えないものかどうかということ
をお聞きするわけです。

○川野政府委員 先ほど私が申し述べ
ました点は、実はすべてわが国の産業

振興の基調、こういう点からお話し申
上げたような次第であります。たと
えば、輸入機械の問題にいたしまして
も、国内産の機械でまともなるならば、
国内産の機械を使つていただく、こ
ういうことは、とりもなおさず、わが国
の産業振興になる。こういうことにも
なりますので、これらの意味も含め
て、実は申し上げたような次第でござ
います。

なお、科学技術庁に研究所を渡した
らどうか、こういう点でございます
が、これはたびたび申し上げましたよ
うに、通産省といつたしましては、やは
り今ぐらゐ程度の研究所というものは、
産業振興上におきましても必要で
ある、こういうふうな考えておるよう
な次第でございます。

○志村委員 ただいまのその程度の研
究所が日本の国にあるということは必
要だ、私はこう思つております。です
から、これに対して、最も直接的な関
係に立つておる官庁にこれをお譲り願
いたいということであつて、通産省で
御入り用があれば、それをお使いに
なつたらいい、こういうふうな言つ
ておるのでございます。いかがで
しょう。

○川野政府委員 その点につきまして
も、先ほど御答弁申し上げたと思うの
ですが、実は省から離れますと、円滑
な運用はどうであるか。こういうふ
うな点を考えますので、そういう点か
ら、現在程度の研究所、試験所は通産
省にいたしたい、こういうふうな希
望いたしておる次第であります。

いうことを言つておられるのでありま
す。科学技術庁には、本来科学技術を
専門に担当すべき省がほかにあつて、
それで企画立案だけさせて、それに従
わせようということは、いよいよもつ
て困難だと思つております。ですから、これ
はいつまで言つても切りがないと思
いますから、私はこの辺でやめますが、
これは通産省でも、通産省の立場だけ
でなく、日本の科学技術の立場で一つ
十分御協力願ひたいということをごこ
でお願ひしまして、私のこの点の質問
は終りいたします。

それでは、文部省の方がお見えに
なつたようですから、お聞きしたいん
ですが、今度の科学技術庁の中で、第
三条に、「科学技術（人文科学のみに係
るもの及び大学における研究に係るも
のを除く）」ということが書いてある
のであります。これは以前から問題に
なつており、われわれはこの予算の点
については、原子力の場合において
も、大学をその中に入れる予定であつ
たのであります。ところが学者の方面
からの異議があつて、大学は除外する
というふうな態度をとつてきたのであ
ります。この基礎的な理論の研究と技
術の応用ということは、私たちは一体
不可分と考えておるのであります。し
かしながら、学者の方面からこのよう
な反対があるというのを聞いて、驚
いたのであります。その理由を聞いて
みると、統制されるのではないか、学
問の自由が奪われるのではないか、こ
ういうことを学者は非常におそれてお
るのであります。各国では、大学と科
学技術関係の行政官庁とは、一体と
なつてゐるところが多いのであります
が、日本の場合において、なぜこうい

うことを言うのであるか。言いかえれ
ば、これは学者側からの現在の政府に
対する不信任に基くものじゃないかと
私は考えておるのであります。文部省
では、学者の、科学技術から除外して
いたきたいという希望がどこにある
か、どういふふうにお考えになつてお
るか、その点をお尋ねしたいと思
います。

○竹尾政府委員 お答え申し上げます
す。大学は御承知のように基礎的な研
究をやるところでございまして、そこ
その学部ばかりでなく、付置研究所に
おきまして、研究者の創意によりま
して、未開拓の分野における基礎的な
研究をつちかつていく、こういう使命を
持つてゐるのでございまして、大学に
おける研究の場でございます。大学に
は付置研究所というものが相寄つて、
最高の教育研究機関たる大学を基礎づ
けてゐるのであります。この点はと
くと御了承願ひしたいと思います。それで
大学の管理上、統制が外から加えられ
て参ると困る。自主的な運営によつ
て、初めてその機能を發揮し得るので
ある。こういう工合に私は考えており
ます。そこで、研究の自由を基本的な
要件とする大学における研究というも
のは、対象から除いて、必要に応じて
大学の自主的な協力を求めることによ
りまして、大学というものを科学技
術の振興に十分な寄与をさせるとい
うことが、妥当であるとともに、効果
的である。こういうふうな考え方か
ら、一応除く方がよろしいという結論
に到達したわけでございまして。

○志村委員 何か、文部省にあれば学
問の自由が保障され、そして科学技術
庁へくれば、その自由は保障されな

かのような感じを受けるのですが、同
じ官庁内で、また日本の国の学者で、
官庁によつて学者の研究態度に対する
自由を、保障をしたりしなかつたりす
ることはなかつたか。私は、これは日本
の国全体の問題じゃないかと思つてお
るが、いかがですか。

○稲田政府委員 ただいまの政務次官
の話を補足いたしますれば、文部省と
いへども、大学に対して、研究に
ついて計画を立てて、その計画通り研
究しろというふうな指示は、現在いた
しておりません。新しい法案によりま
すと、相当総合企画という点がありま
すから、法律の条文それ自身におい
て、そういう点を企画、統合、指導す
るというふうなことはおもしろくな
らう。それで今、政務次官のお話のよ
うに、大学の自主的な研究を一方では
守りながら、協力する点については十
分文部省を通じて協力したい、これが
文部省の考えであります。

○志村委員 企画立案をすれば、直ち
に統制になるというふうな考え方はど
うかと思つております。この科学技
術庁の考え方におきましては、武器を
作るとか、あるいはアメリカと協定し
て、日本はこれこれのものだけと制限
された立場において研究するとか、そ
ういふようなことは考えておらないの
であります。私たち初め、原案を作り
ました者のそもその考え方としてし
ては、日本の科学水準のおくれを何と
か取り戻そうという日本全体の問題で
ありまして、その間において何ら統制
なんか考えておらないのであります。
その間に、どうしてこういうふうなこ
とが言われなければならなかつたの

か。そこでまず一つお聞きしたいことは、大学を除外するということは、文部省が御主張になったのであります。か、それともこれはほかでそういうような主張をなされたのですか、それを聞きたいと思ひます。

○稲田政府委員 この点につきましては、前回原子力の問題について国会で論議せられておりますときにも、学界においてそういう論議もございましたし、それらのことを勘案いたしましたので、それが発議するということなく、政府部内において話をまとめ、立案いたします場合に、これが適当だという結論に到達したことだと考えております。

○志村委員 そうしますと、何か結局は日本学術会議の委員長が言ってきた、そういうところに端を発しているというところになると、責任は委員長にあるということになってしまふ。それを、何となしに、政府ははつきりした基礎はないけれども、原子力でそういう話になっておつたから、科学技術庁も似たようなものだから、同じような態度でいこう、こういうことになったのですか。

○稲田政府委員 だれが発議したということは、今申しましたけれども、文部省の所見は、先ほど竹尾政務次官から申し述べられましたように、原案の趣旨が最も適当だと考えておるわけでありませう。

○志村委員 そういたしますと、話が初めにもどります、何か文部省ならば学問の自由が保障されて、科学技術庁では保障されないということになるのじゃないでしょうか。

○稲田政府委員 文部省設置法では、

どこを見ましても、ここに対応いたしますような条文がございます。文部省が大学のうちにおきまして、文部省が大学に對する態度というものは、基礎研究における大学の創意工夫というものを尊重して参つてきておりますから、ここであらためて法律の条文を置いて、法律の条規を適用いたしました企圖するということなしに、今まで通り参りますことが適当だと考えたわけでございます。

○志村委員 それでは、これも水かけ論になりそうで、何かどこにも根拠がないような話になっておまして、話がわかりません。この科学技術の発展について、特にこういうふうな弱い立場に置かれております科学技術庁が、各省の研究機関に對して相當の指示権を持つというふうなことをするためには、十三号の特に予算に關してその總合調整の権限を持つことが絶対必要である。これが欠けておるならば、結局浮いた存在になるのではないかと、ここが心配されるものであります。

ここで、「経費の見積の方針の調整を行うこと」ということを書いておるのではありませんか、最初の案にありましたが、これは、予算の要求及び施行について、關係機關の意見を徴し、總合調整を行うこととなつておられて、その施行までが入つておるのであります。その点を抜かれた理由はいかがな理由でありますか。

○中尾説明員 今の施行の点が抜けておるといふお話でございますが、それが実は入つております案の段階では、大蔵省といひましては、実は御相談に應じておりません。すでにその後でございませうと思ひますが、私それ

がどういふ段階であるか今わかりませうので、ちよつとはつきりしたことは申し上げられませんが、これができまう前に、実は要綱につきまして、政府の内部で決定がございませう。その前に相談がございませう、もう一つは直接これと關係がないかも存じませんが、行政管理局におきまして行政審議会の場におきまして、その結論としておきめになつたという御意向も承わつております。そのいづれにおきましても、実はその施行の面が対象にならなかつたのでございませう。従つて、特に何か原案にあつたものを除いたというところにつきましては、大蔵省といひまして、何らかの意見を申し上げましたことはございませう。

○志村委員 それでは、大蔵省が原案として見せられたものは、どういふふうな条文になつておりますか。この点は……

○賀屋政府委員 今回の科学技術庁の設置に伴ひまして、そういう方針がございまして、これを条文化いたすつもりといたしまして、ちよつとその間について御説明いたしておきます。

実は、要綱そのものは、行政管理局の方でおまとめ願つたわけでございますが、この科学技術庁設置法を作ります場合に、予算關係としてどの程度の権限を付与するかという点につきましては、いろいろの議論があつたわけでございます。結局、政府といひまして、最終的に決定いたしましたのは、さきに科学技術關係の行政機構につきまして、行政審議会の答申もございまして、その線に沿うのがよろうということ、これを採用するといふ

ことにいたしましたわけでございます。それによりまして、今回政府がこの法律案の要綱として閣議決定をいたしましたものと、大體同様になつております。政府は、その行政審議会の答申を尊重して、適当だと考えまして、これを閣議決定して、それを条文化いたしましたわけでありませう。

○志村委員 先ほどのことに少し戻りまして、この大学の問題ですが、これに、大学の中における研究にかかると、大学を除くということを書いてあり、一方では、第十一条に關係各方面へい

ろいろな要求を出すことができるといつております。一応ここで大學關係は除いておいて、そうして十一條でこのやうなことを書いてありますが、これは矛盾はないものでしょうか。一応除くといふことになつておいて、そうしてさらに大學關係を入れるといふのか、あるいはこの場合においても、大學關係を除いてしまふといふ意味なのですか、その点をお聞きしたい。

○賀屋政府委員 御指摘のように、第三条で科学技術といふものの中から、大學における研究にかかると、資

料の提出なり説明を求めます場合におきまして、その目的といたして規定いたしましたおきます科学技術の振興のため特に必要であると認めるといふ、そのとりまき目的につきましては、科学技術の振興といふこととございまして、その科学技術の中には、大學における研究は除かれておるわけでございます。しかしながら、それを除きま

す場合には、關係行政機關の長であり

ますから、もちろん文部大臣に對して必要な資料を要求することは、この条文でできるものと考えます。

○志村委員 終ります。

○有田委員長 堂森芳夫君。

○堂森委員 一昨日の委員会でも、同僚前田委員から、今度の科学技術庁設置法を見ると、大学の研究室にかかるとは除くといふが、こういうふうなことに對して質問をしておられます。これに對しまして、齋藤政務次官が三

分の一入るやうになつてゐる。従つて、円滑にいろいろな問題を処理していくことができる、こういうふうな回答しておられるのであります。ところが、今日の進んだ科学の研究は、もう一人の個人の研究だけではどうい

やういふもの研究は、とうてい成果があげられぬと思ふのであります。日本の科学界を見ますと、大學の研究室といふものは、日本の科学の進歩、研究にとつては、非常に大きな要素であるといふことはもちろんであります。

従つて、一昨日の答弁のやうな、ただ審議会の委員に學者が加わるからうまい、こゝういふやうなことがやなしに、どのやうに具體的にして、大學の研究室を、動員といひますが、研究に加はせていくかといふこの構想を一つ伺いたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 科学技術庁が実現いたしました場合に、大學付置の研究所とどういふ連絡を緊密にとつていくかといふ確な方針は、これは單獨

でもきめられませんか。ただこの前の委員会では、たとえて申しますと、いろいろな審議会を設ける際に、学者にもその審議会委員になつていただいて、大学における研究が、実際の科学技術行政に反映するように努力いたしたい、そのお答えを申し上げたのでございます。今、堂森委員の仰せの通り、科学技術の振興ということは、その根本は、やはり基礎科学の進歩発展というところに大きな要素があると思うのであります。ただ、私たちは、現実には大学の研究所というものがどういう状態に置かれてあるのか、またどういうような予算でこれが行われておるのかということ、いまだつまびらかにいたしておらぬのであります。ただ日本の大学における基礎科学が非常に重要性を持つておるということだけは、いろいろな面から話を承るので、よく知っておるのであります。十分に文部省と連絡をいたしまして、将来は、大学にありまふ研究所の実態も一つ了解のできるようにお話を願ひまして、その上、十分、あらゆる角度から連絡を保ちつつ、基礎学間が実際の科学技術行政に取り入れられて、国民経済の安定のために、科学技術の発展面の水準が向上できるようにはからつていきたいと思ふのであります。特に、こういうことは、実際問題としてやれると思ふのでございますが、大学の研究所から出て参りますの特許、あるいは個人的に学者から提出されまふの特許、そういうものの実態を検討して、これが実施化に協力をするという点は、一つの大きな問題として取り上げられるんじゃないか、さように考えます。

○堂森委員 政務次官の答弁を聞いておりますと、科学技術庁が発足をしよう、われわれはもつと大きな科学省を作れ、こういう主張をしておるわけでありまふが、科学技術庁が発足しよう、こういうときに、しかもその政務次官をしておられます齋藤さんから、大学の研究室の姿が何とわからぬと言われる、これは非常に大きな問題でないかと思ふのであります。しかも、私少し教えてあげようかと思ふわけでありまふ。ということは、私は別に各方面の研究室を知つておるわけではありまふ。ただやぶ医者でありまふために、医学の研究室は少しく知つております。日本の医学の研究機関にいろいろありますが、たとえば、外的な原因による疾病についての研究の最高機関である伝研を一つとてみましよう。これは、戦前、世界における第一流の研究室でありました。しかしその予算を見ますと、伝研には十四部の研究室があると思ひます。この十四部ある研究室を見ますと、一つの部に、教授、あるいは助教、講師、助手、こういうふうにおるわけでありまふ。各部の研究費は、大体七十万円から八十万円一年に使つております。これが日本における最高の、最も研究費の潤沢な研究室でございます。ところが、七十万円、八十万円といひますと、月に幾らになるか、こう見ますと、きわめて微々たるものであります。私せんだつても、私立医科大学で最も優秀と言つておる慶応大学の医学部の研究室を調べてみました。そうすると、ある基礎医学の研究室では、何でも一年に三十五万円くらいしか研究費がないやうであります。三十五万円という、月に三万円にも満たない

研究費しかない。こういうような状態でありまして、今日ウサギ一匹買つと四百五十円するやうであります。そうして、伝染病研究所でも、あるいは慶応大学の医学部の研究室でも、月のうち半分は実験ができぬやうであります。いろいろな材料も高い。そこでやむを得ず、半分くらいは実験して、半分は本を讀んでおる。書物を讀むことも研究には必要であります。ところが、書物を讀んでおつても、りっぱな実験はできません。実際においてこのやうなわずかな研究費である。日本の医学も、あるいは他の部門も同じだらうと思ひますが、このような状態でありまふ。大臣は、あるいは直接の管轄ではありませんが、文部当局もおられますので、一つこのやうな実情に対して、どう考へておられるかということも御答弁願ひたいと思ひます。

○正力国務大臣 ただいまの御説、まことに私も同感であります。実は予算をもつとりたいと思ひましたけれども、なかなか思う通りにいかなかつた。お説のごとく、ことに日本の医学などのおきておるの、研究費がなからであります。アメリカの医学の技術が盛んであるのは、研究費が多い。日本の医者でも技術者でも、頭は悪くない。頭はできておるけれども、研究費がないためにそうなつておる。それだから、私も、どうしても予算をたくさんとりたいたいと思ひました。が、残念ながら微力のために、思うやうにとれませんでした。今後なお御協力によりまして、研究費の予算をもつとたくさんとりたいたいと思つております。

○齋藤(憲)政府委員 政務次官として何も知らぬじやなはた権威がないじやないかということですから、政務次官の権威のために、一つ御答弁を申し上げておいた方がいかと思ひます。私は、大学付置の研究所の全般的な考察は、まだやつたことがないのであります。ただ、二参りましたし、特にただいまお話になりました伝研には、一カ月に二回ないし三回は参りまして、これは特定の医学者でございまして、その方の実験状態をよく見ておるのであります。全くただいま説明がございまして、非常に貧弱な状態で、しかもその方が完成されておりますところの発明は、非常に大きな発明です。しかしこれがどうしても日本で世の中に出てこない。私はどうしてそういうことになるのかということをおふしぎに思つておるのであります。これは相當なセクショナリズム的な暗闘もある。でありますから、私たちは、もし科学技術庁ができましたらば、そういうやうな実態をなるべく早く把握いたしまして、大きな発明発見があつたならば、これを強力に世の中に出していただきたい。さういふも考へておるのでございまして、今後、私も十分大学付置の研究所の実態がわかるやうに努力いたしますが、何とぞ御了承をお願いいたします。

○稲田政府委員 私からも簡単に現状を申し上げます。御指摘になりました伝染病研究所ばかりでなく、付置研究所全体につきまして、今、御審議いただいておられます予算におきましては、研究費を二割増額いたしております。それから御指摘になりました私立大学の、特に大学院を置くやうな大学の設備につきましては、先年来、科学研究費中にそうした私立大学だけの設備の充実費を計上いたしております。ともにも、一般に、昨年も科学研究費を相当増額していただきましたので、漸次こうした付置研究所の施設、設備、研究費等は充実しつつあると思ふのでございまして、決して現状に満足するわけではなく、今後とも努力いたして参りたいと思ひます。

○堂森委員 さつき政務次官に失礼なことを申しましたが、御答弁でよく了承いたしました。

文部当局の答弁でございまして、いろいろな形で研究費が拡大されて参つておることも了承いたします。しかしこれは、もうだんだんよくなるかというやうな簡単な問題ではないと思ふんです。たとえば、いろいろな研究所へ行きますと、今日すでに基礎研究——たとえば、医学における基礎医学、あるいは他の方面も同じでしょうが、もう基礎的な学問の研究をやる人がない。こういうふうな悲鳴をあげている研究所あるいは教授がたくさんあるのであります。従つて、たとえば伝染病研究所のやうなところでも、すでに今後若い人で、しかも一生懸命に将来をになうやうな研究をやる学者が、果して伝研に集まつてくるだろうか、こういう心配を實際しておるのであります。これは非常に大きな問題であります。これは日本の科学技術振興——一昨日の大臣の答弁を聞いておりますと、敗戦日本は、資源のない、しかも戦争によつて大きな消耗をした日本の再建は、科学の振興以外にはない、こゝう言つておられるのです。これは当然であります。だれでもそう考へておるのであります。ところが、そのやう

に重要な科学の研究の実際の姿を見て
いると、今後果して基礎の学問をやっ
ていくような若い人が来てくれるのだろ
うか、将来後継者ができないのじゃな
いか、こういう心配を各研究所の学者
たちは言っておるであります。従っ
て、文部当局が一生懸命にがんばって
おられると申ししても、これはどう
ていそうという簡単な問題じゃないわけ
です。たとえば、伝研では、七、八十
万円もらっており、慶応では三十万円
か四十万円しかない、こういうような
ことでは、どういっていいません。少く
も諸外国のようにには参りません。アメ
リカとかあるいは西欧の裕福な国の水
準には参らぬにしても、少くとも年間
二百万円から三百万円くらいの研究費
は、大抵の研究室では必要としてお
る。それだけあれば、どうにかやって
いけるということも言っておるのであ
ります。また私非常に心配なのは、伝
染病研究所というような例をとります
と、戦前は世界一流である、戦後はと
うていついいていけない。もうすでに
世界の最高水準から落ちてきた。こう
いうことを研究所の最高主幹部の人た
ちすら漏らすのであります。これはな
ぜかといえます、やはり研究費が足
りなくてできない、貧乏国ならば貧乏
国らしい研究に限局してやっていくよ
うに仕方がないというように述べたら漏
らしているのではありません。これは一
部省、一科学技術庁の問題ではない。
日本の今後の発展というものに大きな
関係があるのであります。科学技
術庁あるいは文部省その他内閣全体と
しての大きな問題として取り上げねば
ならぬと思っております。

したいのでありますが、日本の科学の
発展ということ、やはり日本の国
に、科学が発展するような国民的基礎
がないと発展しないと思うのです。た
とえば、南方の野蛮国に、優秀な発明
や発見は生まれません。またりっぱな
文学者も出ないと思えます。そういう
意味で、日本の国の科学が発展するた
めの基礎という問題が、一番大きな問
題であろうと思えます。そこで、日本
の大学というものを考えてみると、
文科系は非常に学生の数が多く、こ
れも今日の諸外国の大学というものと
比較すると、非常に違った姿を呈して
おると思うのであります。今こういう
ことを問題にしても、少し問題がはず
れるかと思うのでございますが、文部
当局といたしましては、日本の科学の
発展の基礎をつくるために、小、中学
校というような方面における科学教育
というものが、大きな問題になってく
ると私は思うのであります。今日の小、
中学校あるいは高等学校における科学
教育というようなものについて、一つ
概略の御説明を願いたいと思えます。
○竹尾政府委員 お答え申し上げます。
す。ただいま堂森委員のおっしゃられ
たことは、まことにごもっともでござ
います。私も、特にその方面へ意
を用いまして、及ばずながら、初等中
等教育におきます科学教育の振興の
ために、努力をして参つたつもりでこ
ざいます。御承知のように、一國の科
学というものは、一般国民の確固たる
科学的基礎に打ち立てられなければなら
ぬのでございまして、そういう意味
に科学の思想を普及いたしまして、国
の興隆の基礎を作りたい、こういう意

味合いか、昭和二十八年に理科教育
振興法という法律を制定いたしまし
た。これは小学校から高等学校に至る
まで、御承知と思いますが、国が二分
の一の補助をいたしまして、あとの二
分の一は地方で補助をする、こういう
法律で、これはその後非常に各方面か
ら賛辞をいただきまして、ただいまこ
の教育振興法の運営に全力を注いでお
るような状態でありまして。これは十カ
年計画をもちまして、その振作に努め
て、青少年の育成に当っておるわけで
ございます。昭和二十八年からの過去
二カ年間に参ります経費は、国の補助と
いたしまして七億八千三百万円、これ
に地方費を含めて十五億四千四百万円
になっております。昭和三十一年度の
経費といたしましては、三億六千五百
万円を計上しておりますから、地方費
を含めると、七億三千万円というこ
とになっております。こういうわけで、
いろいろな青少年の科学教育に力
を尽しておりますが、なお、科学及び
技術の方面の認識も、やはり徹底的に
させなければなりませんから、この理
科教育振興法と別に、昭和二十六年
に、産業教育振興法という法律を制定
いたしました。これは実業関係の課程
におきます工業課程、商業課程それ
から農業課程、家庭課程、こういう方面
に国が負担をいたしまして、青少年の
科学と技術の育成と一般国民への啓蒙
に努めております。これは常に喜ばれ
ております。実施後四カ年になります
が、その間の経費は総額三十三億三千
四百余万円となっております。これ
に地方経費を合せますと、約百億円の
支出をしております。それで、工業課
程のある高等工業学校のこときものに

対しても、驚かされるような多額の負担
あるいは地方負担というようなものが
かかっております。しかし、この方面
におきます以上の成果は、きわめて短
日月ではありますが見るべきものが
ございまして、非常にその方面から喜
ばれております。なお堂森委員さんの
御趣旨に従いまして、この方面の教育
を徹底させたい、こういう考えでおる
わけでありまして。
○長谷川(四)委員 関連して、文部省
もかつて日本の科学技術振興にだい
ぶお力を入れておるといってお話でござ
いまして、まことにけっこうなことだ
とございます。そのお力を入れた結果、現
在、日本の電子顕微鏡というものは、
世界の第一位を占めている技術を持っ
ております。その世界第一の技術者で
あるところの日本が、このたびアジア
及び欧米各国からその技術者をまた招
待して、その発表会をしようとしたし
ております。これに対しての補助金と
申しましようか、そういうようなもの
は、局長さんの方へ何か申請がありま
したか。またそれに対してお考えがあ
りましたらば、お聞かせ願いたい。
○稲田政府委員 文部省の関係におき
ましては、ただいまのお話についての
申し出を受けておりません。文部省関
係におきましては、ここに至るまでの
基礎研究—先般発表賞を得られた
瀬藤教授その他の方々の努力を積み上げ
る点については、いろいろ従来から科
学研究費などを向けて参りましたけれ
ども、今お話し点については、何も
聞いておりません。

か、各国に向って発表会をする段階に
なると、あなたの方から離れるのだ、
こういう御意見でございまして。
○稲田政府委員 お話の点は、もうお
そらく製造会社の工業的な面になって
おると思いますが、私も幾つかの会社を
存じておりますが、そういう点になる
と、他の役所のお仕事かと存じます。
○長谷川(四)委員 工業会社がやるの
でなくて、日本の顕微鏡学会が招待を
するということになって、日本の製品
の優秀さを示して、もってこれを海外
に売り出す。最終、究極の目的という
ものは、あなたの方の御研究というも
のもそこにあるのではなくてはならない
のであります。でありますから、私は
これを出すとか出さないとかいう問題
を聞くのではないのであります。そ
ういふ場合になったときに、そこで
発表する段階になったときでも、あ
なたの方では、これを幾分でも見る
というお考えがあるかないか、もし見
ないとするならば、どの面が見るか、
こういうことをお聞きしたい。
○稲田政府委員 文部省の関係におき
ましては、電子顕微鏡に関与いたしまし
たのは、その研究の成就いたしました過
程、それから昨年でございまして、ロ
ンドンに電子顕微鏡関係の学会があ
りましたときに関係の学者がおいでに
なると、そういうことまで関係いたしま
した。お話の点につきましては、文部
省の今の行政におきましては、他の例
から見ますと、ちょっと関与いたさな
い性質のものかと存じます。
○長谷川(四)委員 この問題は、あな
たの方には出ていないというお話であ
りますが、具体的にはいつておるので
あります。従って、あなたの方の何か

円とかで四人乗りの安い自動車を担当
たくさん作ったならば、新しく需要も
ふえるだろう、そういうようなこと
で、一つの着想として、昨年来通産省

してある問題でございます。この点につきましても、業界にもいろいろ意見を聞いておりますし、また各社でも、それぞれのアイディアの研究も一部に進んでおるうちに聞いておりますが、これは今後の問題でありまして、今すぐにはどうしようという結論は、まだ出しておらない次第であります。

○堂森委員 そうしますと、国民車の出現は、まだいつのことかわからぬというところでございますか。

○鈴木(義)政府委員 研究題目として研究してあるのであります。実現といいますが、製造それ自体につきましては、その研究の結果によらなければ、現在では何とも申し上げかねる、こういう状況でございます。

○堂森委員 くだいようでありますか、そうすると、通産当局では、非常に安い国民車がでるかどうかわからぬ、こういうふうな解釈していいのでございませうか。

○鈴木(義)政府委員 その点につきましては、先ほど来申し上げました通りに、民間に諮問しましたり、そういうふうなことで、いろいろ検討を重ねておるわけでございます。

○堂森委員 この自動車工業というものは、非常に重要だと思ふのです。たとえば、西欧諸国の自動車工業は、非常に発展してある。日本は二、三十年おくれであるというところであります。バスあるはトラックはかなり発展してきておる、こういう御説明でありましたが、私もそうでないかと思うのです。ところが今後輸出をどんどんやらなければいかぬ段階にあるときに、たとえば、中国には従来——現在もまだ自動車工業がない。しかし長春ですか

に、非常に膨大な自動車工場を作った。ことしはこれが操業して、何でも年産三万台くらいのトラックを作る、こういうことをいつておるわけですか。書物で読んだことがございます。

日本では、大抵年産、トラック及びバスを合せて、六万五千台くらいいじやないでしようか。私はそうだと記憶いたしておるのです。そうしますと、もうすでに何十年とおくれている中国が、日本の年産の半分くらいいじやないものから始める。こう仮定しますと、またああいいう国柄ですから、能力をあげて、第二、第三の自動車工場を作る。そうしますと、今後数年後には、六万五千台あると日本の生産量を仮定しますと、日本の自動車工業よりもぐんぐん伸びていくんじゃないか。そして、これは技術はもろろんソ連から入ってくると思ふ。ソ連の自動車工業は、少くとも日本の自動車工業よりは進んでおると私は思ふのです。そうすると、今後東南アジアその他のアジア地域、近東もいじやない、とにかく日本のトラックあるいはバスを輸出していく競争相手として強く現れてくるんじゃないか、こう思ふわけでございます。その辺の見通しはいかがでございますか。

○鈴木(義)政府委員 ただいまの初めの御質問の生産台数は、大抵四輪のトラック、バスで、五、六万台であります。三輪を入れますと、日本は十二、三万台であります。それから、日本のトラック、バスは、先ほど申しました通り、相当伸びておまして、今後いろいろ設備の更新等を行ひまして——従来も開銀の資金を使つておりました、最近ある会社では、世界銀行から

外資を入れるというふうなことも考へております。そういうことで、できるだけ設備を更新し、これに負けないように、さらに伸びていくように努力しております。

それから中国との競争でございますが、これはどうもわれわれはまだ中国がどういふふうに出てくるか、今のところ予想がつかないわけでありまして。

○堂森委員 ただいま自動車工業の技術についていろいろお尋ねしました。さらに広く外国の技術の導入状況について、スタックの方にお尋ねしたいと思ふ。戦後、大戦争によるインフレーション等によつて、西独あるいは日本には、外国資本が非常に大きく流入してきたことは、もう御承知の通りであります。西独では、大抵三百億、三億マルクくらいの外資が入つておるといふ話であります。日本は大抵百五十億くらいの外資が戦後入つてきた。これは、昭和二十四年に外資法が国会を通過しまして、怒濤のごとく

が、日本の外資の導入の仕方は、西独とは非常に違う姿があると思ふのです。それは、日本の国の技術は少くとも二、三十年くらいはおくれている。戦前もそうですが、特に戦時中、戦後の十数年の間に、西欧諸国から引き離されてしまった。こういうことをわれわれは残念ながら認めなければならぬ。こういうことで、アメリカを主として、西欧諸国から技術導入という姿で、たくさん技術指導料を払つて、青写真をもつたり、あるいはその他の技術を教えてもらつて、たくさん外貨を支拂つておると思ふのであります。別に私は狭い意味のアウトアルキーとい

いますか、日本は日本という、そういう意味で申しておるのではありませぬ。日本の技術が大いに発展し、その結果、貿易が盛んになる。あるいはまたボーラーの技術の輸入によつて、熱量がぐんぐん上つていき、そのために生産力に非常に大きな影響を及ぼす、こういう場合もございましたと思ふ。そういう場合もございと思いますが、しかしながら、戦後の日本の技術導入の姿を見ておきますと、とにかくアメリカから技術を輸入しないと、商売がやつていけぬ、競争に負ける。かなり不健全な原因で、競つて日本の業者が技術を導入した。こういう話であります。何でも、私が調べたところでは、日本の株が上場されている会社が六百五十種くらいありますが、その数と比較して、それよりずっと上回れる事業が、アメリカから技術の提供を受けている。こういう話であります。これは間違ひございませんか。

○鈴木(義)政府委員 御説明申し上げました。スタックで関係いたしておりますのは、外資提携の中でも技術導入に関するものだけでございますので、純然たる資本だけの提携というものは、ここにございますが、その点はちよつとお答えいたしかねるのでございます。その点は、大蔵省の方に別途お聞きください。技術導入の件に關しましては、堂森委員のお話のように、確かに数が多いのでございまして、われわれの持つております統計によりまして、二十九年度におきまして、いわゆる一年以内の契約によつて入ります技術契約は八十三件、一年以上の長期契約によりまして技術提携が百四十一件、合せて二百

二十四件でございますが、大体毎年この程度のものは入つていようでございます。また本年度は集計を取つておりませんが、昭和三十年度も、大体同じような数字になるのではなからうかと思ひます。これに抗ひます対価といひましては、大体為替管理令によりまして、すなわち一年未満のものが十億でございます。それから長期の契約によりまして、いわゆる外資法によりまして、ものが大体四十六億、合せて五十億の数字になっております。それで、為替関係の方は一年未満でございますので、毎年大体同じく金額を払つておられますが、外資法の方は長期でございますので、一旦認可いたしました、それが尾を引いて、毎年払つていきます関係上、認可件数が次第にふえていくというふうな状況でございます。本年度はまだ集計しておりませんが、おそろく三月末までには、七十億くらいの金が全部で出るんじゃないか、ろうかと考えておまして、まことに

お説の通り、多くの技術が入つていくわけでありませう。

それで、これらの審議に關しまして、スタックといたしましては、こういった為替関係の、あるいは外資法の認可の官庁ではございませんで、認可の官庁は、大蔵大臣、あるいはそれぞの業種によりまして、機械とか鉄鋼でございまして通産大臣、あるいは農林関係でございまして農林大臣、それぞれの大蔵大臣とそれらの主務大臣の共管になつております。スタックといひましては、単に、その認可に當りまして、外資審議会というのがござい

ます。その審議会のメンバーにスタック

クの委員を出しているわけでございませう。すなわちスタッフには、外国技術を評価いたします一つの部会がございまして、その委員長が外資委員会の委員になっておられるわけでございませう。スタッフにおきましては、それぞれの案件につきまして、果して日本にその技術が必要であるかどうかというようなことを、一件々調査をいたしているわけでありますが、件数が非常に多いために、私どもの方としても、非常にこれに対する努力をしているわけでございませう。それで、この技術が必要であるかどうかというところは、われわれの方でいたしましては、今申し上げた委員会におきまして、それぞれ各方面の権威ある学識経験者を交えて議論をしておるわけでございませう。そのほかにも、それぞれの主務省におかれましては、やはり主務省の技術的な行政官もおりますし、また試験所、研究所もおりますので、そういう意見もあわせて各省の意見としてまとめおるわけでございませう。外資委員会におきましては、われわれは技術の点からの発言をいたしまして、必要であるかどうかというところを話しておるわけでございませう。それで、こういうように非常に件数が多いのでございませうが、われわれスタッフといたしましては、できる限り国産の技術を伸ばすという点におきまして、日本の技術がすぐであるとか、あるいは近い将来そういうものがある日本の技術でできるのだという見通しがあります場合には、われわれとしては、それに對して阻止したいという気持はあるのでございまして、われわれとしますと、今までも多くの件数を扱いましたけれども、スタッフの意

に反しまして許可された件数は一つもないのでございませう。またある場合には、ほかの行政官庁の方で必要ではないかという意見に對しまして、スタッフだけで不要であるという意見を述べたものでございませう。これはいろいろ見方によるわけでございませうが、われわれとしては、そういう学識経験者の深い知識によりまして、それを検討しておるという状態でございませう。それでなお、こういった件数が非常に多いのでございませうが、中には、確かにこの程度のもので日本でも入っているかどうかというふうなものも入っていることを、われわれは知っているわけでございませう。これはまたいろいろありまして、たとえば、アメリカの方から、日本の製品を買いたい、そのときに、これこれのアメリカの技術をその中へ入れてもらわなければ困るんだ、そういうような注文をつける場合もございませうが、そういう場合には、われわれは、いわば、直ちに外貨を輸出において獲得できるという場合もございませうので、その場合には、やむを得ずこれを認めるといふこともございませう。それから、技術導入にはいろいろ条件がございませう。非常に軽い条件のものや、あるいは作っても作らぬでも幾らか金をよこせという条件がついておりましたり、あるいは最初に何万ドルよこせというふうな大きな条件を言ってくる場合もございませう。そういういろいろなケースと、それから技術の内容と、日本におきまする技術の程度、そういうようなものを勘案いたしまして、いろいろ結論を出しておるわけでございませう。私どもと

しましても、できるだけこういう外貨をばらばらといていきたいと考えておるわけでございませう。

○豊森委員 ただいまの説明ですが、私が調べたのは、昭和三十年五月までは、外資法によって入った技術導入は、四百五十数件あるそうです。また為替管理令による一年未満のもの、これも二百数十件ずつであつて、毎年多額の金を払つておる。こういうことである。外国の技術を導入するなどのような決して私は鎖国主義を言うものではない。ナイロンとかビニールのように、技術の導入によって外貨をかなり獲得していく、こういうものもある。しかしながら、外国資本の日本への進出という形で技術が入ってくるということは、アメリカからアメリカの資本にとっては最もいい方法なんです。外貨なりあるいはドルなり、あるいは機械を日本へ持つてこないのです。向うから写真の古ばけつものを持つてきて、これを日本に売つていくと利潤を生んで、金を向うに持つていくというものでありますから、最も安易な、しかも非常に歩合のいい金もつけ、こういうことになると思ひます。たとえば、われわれが日常使つておる——私は持つていませんけれども、電気洗濯機にしても、あるいはミキサーにしても、あるいは冷蔵庫にしても、あるいはまたまたない話ですが便所の紙を切る機械ですね。適当なところであつて切れる機械がアメリカにあるそうです。それを導入しようとしたのはとりやめになったという話も聞きました。こうなると、もう私は氣違いだと思ひます。アメリカのものなら何でもよい、こういうような

姿が日本の業界といふか、事業家といふか、そういう方面に横溢しているのではないかと、そういうことでわれわれが電気洗濯機を使へるほど余裕があればよいですが、とてもそういう余裕はない。あるいは電気冷蔵庫もそうだし、いろいろなことで、あらゆる方面で、われわれの日常生活において一部の富裕な人が使うようなものにして外国の技術がどんどん入つてきておる。しかもさつき申しましたような便所の紙を適当に切るための機械の技術を輸入するために外貨を払うとか、これはあつたか知れませんが、うわさでありますけれども、とにかく日本の戦後の技術の導入というものは、まったく氣違いだであつた。

○豊森委員 いろいろと私まだお尋ねしたい点があるのですが、四時の約束でございませうので、きょうは一応これで打ち切ります。

○志村委員 大臣がお帰りになるのを待つておりましたが、まだお帰りになりませんので、齊藤次官にお伺いしたいと思ひます。

先ほどの通産次官のお話をお聞きになつたらうと思ひますが、何か、通産省では、通産行政の便宜上、これらの機関を依然としてかかえておきたいということでありませう。何かお話の様子によれば、通産行政さうまくいけば、日本の科学技術の振興はできるんだというお考えであつて、これはまさにセクト主義だと思ひます。このセクト主義を、今度の法律案を提出される場合に閣議で認められたかどうか、これを御存じかどうか、齊藤次官は、通産省のあつた態度——究極においては研究所は科学技術庁へ持つてくると言つたのですが、通産省は永久

に離しそうもない、こう言うのです
が、どういふふうにお考えになります
か。

○齋藤(憲)政府委員 科学技術庁設置
に対しまする政府の考え方といしま
しては、既存の研究、実験所には一
応手を触れないで、もつと近代的な高
度の科学技術体制の確立に邁進した方
がよいのではないかと、このことから、
一応既存の各省にあります実験所、研
究所には手を触れないで、現実の科学
技術の状態を検討いたしまして、その
うち、世界の大勢にかんがみて、いか
なる角度から日本の科学技術はあるべ
きものであるか、これに即応する高度
の科学行政の一環として、既存の研究
所、実験所にも改正を加えるべきもの
は改正を加え、捨つべきものは捨てる
というふうな考えを遂行していく方が
よいのではないかと、こういうふうな建
前から今度の法案を提出いたしましたの
であります。従いまして、科学技術が一
省に支配されて、そして一省の行政の
ために科学技術がその下積みになると
いうようなことは、お説の通り本末転
倒でありまして、あくまでも、科学技
術というものは、日本の生産体制の基
盤をなす一切のものの基本線であつ
て、これは、国力の重点を、科学技術
の振興発展のために策しなければなら
ぬ。ただ、残念ながら、今日までの日
本におきましては、そういう角度か
ら、日本国民の英知を総合いたすべき
科学技術の総合統制行政機関というの
がなかった。これを一つ盛り上げ
て、日本の政治を、あくまでも科学技
術を根底とした実質的な発展の希望の
持てる政治にいたしていきたい、こう
いう希望が盛られております。これは

あくまでも努力を払って到達しなけれ
ばならない理想でございまして、それ
をやりまする前提として、まず第一着
の構想が、この科学技術庁設置法に
盛り込まれたのでございまして、決して通
産省のためにのみ研究所、実験所があ
るべきものではなく、これは国家全般
の発展のために、科学技術の高度の存
在を必要とする、さように考えておる
次第であります。

○志村委員 日本の行政がセクト主義
のために、どれだけ損を受けておるか
はわからない。これは、この際、日本
の各官庁のセクト主義を打破するとい
う意味もあり、科学技術庁だけの問題
ではないので、せっかく齋藤君の御努
力をお願いいたします。

○有田委員長 本日はこの程度にいた
し、次会は公報をもってお知らせいた
します。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

昭和三十一年二月二十四日印刷

昭和三十一年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局